

令和 7 年

第 1 回西原村臨時会会議録

令和 7 年 8 月 7 日

令和 7 年 8 月 7 日

# 熊本県阿蘇郡西原村議会令和7年第1回

## 臨時会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
8月 7日	木	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・開会</li><li>・会期の決定</li><li>・村長提案理由説明</li><li>・議案審議 (報告第3号～ 報告第4号) (議案第45号)</li></ul>	

# 提出議案等

(令和7年8月7日提出)

(村長提出議案)

- 報告第 3号 専決処分の報告について「(専第5号) 和解及び損害賠償の額を定めることについて」
- 報告第 4号 専決処分の報告について「(専第6号) 和解及び損害賠償の額を定めることについて」
- 議案第45号 工事請負契約の締結について (鳥子地区新工業団地1工区造成工事)

## 目 次

### 第1号（8月7日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長提案理由説明（報告第3号～4号・議案第45号）	5
日程第 4 報告第 3号 専決処分の報告について「（専第5号）和解及び損害賠償の額を定めることについて」	6
日程第 5 報告第 4号 専決処分の報告について「（専第6号）和解及び損害賠償の額を定めることについて」	10
日程第 6 議案第45号 工事請負契約の締結について（鳥子地区新工業団地1工区造成工事）	11
閉 会	15
署 名	17

第 1 号 ( 8 月 7 日 )

## 令和7年第1回西原村議会臨時会会議録

令和7年8月7日、令和7年第1回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

令和7年8月7日（木曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（報告第3号～第4号・議案第45号）
- 日程第 4 報告第 3号 専決処分の報告について「(専第5号) 和解及び損害賠償の額を定めることについて」
- 日程第 5 報告第 4号 専決処分の報告について「(専第6号) 和解及び損害賠償の額を定めることについて」
- 日程第 6 議案第45号 工事請負契約の締結について（鳥子地区新工業団地1工区造成工事）

1、応招議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	児 玉 みどり 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	田島由紀君
総務課長	堀田隆二君
建設課長	久野太君
総合政策課長	堀田和也君
商工観光課長	山田孝君

午前10時00分 開会・開議

○議長（西口義充君）皆さん、おはようございます。

本日は全員出席であります。

第1回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和7年第1回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番議員、山下圭介君、2番議員、加藤博敏君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りをします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）皆さん、おはようございます。

令和7年第1回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中、全員のご出席を賜り誠にありがとうございます。

今回の臨時会は、専決処分の報告及び工事請負契約の締結について願うするものでございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

報告第3号、第4号につきましてご説明申し上げます。

今回、ご報告いたします専決報告については、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第2項の規定により次のとおり報告するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第45号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

今回、提案させていただきます鳥子地区新工業団地造成事業における鳥子地区新工業団地1工区造成工事につきまして、指名競争入札により契約の相

手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総合政策課長よりご説明いたします。

以上、本臨時会に提案いたしました報告2件、議案1件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議をしていただき、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。本日は大変お世話になります。よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、報告第3号、専決処分の報告について「（専第5号）和解及び損害賠償の額を定めることについて」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）報告第3号についてご説明いたします。

ファイルのほうをよろしくお願いいたします。

報告第3号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第2項の規定により次のとおり報告いたします。

令和7年8月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次のファイルをお願いいたします。

専決処分書。

下記の件について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された村長の専決処分事項について専決処分する。

専第5号、和解及び損害賠償の額を定めることについて。

令和7年6月20日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、損害賠償の額、4万3,801円。

2、事件の概要、令和7年6月3日、西原村大字小森地先（村道万徳新所線）において発生した運転事故について損害賠償請求があった。

事故内容は、被害者が道路に空いた穴（ポットホール）に気づかず、穴へ落下した際の衝撃でタイヤがパンクしたものでございます。

事故当時は、夜間で道路の穴に気づくことは困難であり、管理瑕疵による事故と判断したため、協議の結果、損害賠償金を支払うことで被害者と合意した。

3、損害賠償の支払いについて、当村加入の損害賠償保険を利用して、修理費用の8割を支払っております。

以上、専決処分の報告を終わります。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、中西議員。

○7番議員（中西義信君）7番、中西です。

不慮の事故だと思っています。この件を境に、一応村道は調べられたのか、他の。そこら辺はちょっとお願いします。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）中西議員のご質問にお答えします。

まず、事故があった箇所は新所集落内で、東西に走る村道でございます。その箇所については、何度も舗装が傷んでいる箇所については、くぼみがありましたので把握しておりまして、何度も簡易の補修材で補修をしていたところでした。

つきましては、簡易の補修材が強度的にあまり強くありませんので、今回、今年度に入ってすぐに、その付近の側溝改修工事と併せまして舗装の工事を発注しているところでした。事故が起きる前に、そこも併せて舗装の予定でしたが、舗装する前に今回の事故に至ってしまったということでございます。

そのほかの箇所についても、建設課としましては、道路管理の観点からポットホールとかは注意して、現場パトロールしながら補修を常にやっているところがございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。

運転者の方には大変気の毒なことだったというふうに思いますが、何点かお尋ねしたいと思いますが、まず、ポットホールの形状なり大きさなり深さがどの程度のものだったのか。

それと、タイヤがパンクしたということですが、その被害の方からの連絡というのは当日あったのか、それとも翌日あったのか、そしてその対応としてどういうふうに時間軸として対応されたのかということですか。

それと、80%の支払いがされているかと思いますが、過失割合がどういうふうに決定されたのかという点をお尋ねしたいと思います。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）松浦議員のご質問にお答えします。

報告があったのは、6月3日の夜の19時30分頃にご本人さんから電話がありまして、その後、ポットホールにタイヤが入ってパンクしてしまったということで、建設課、連絡受けております。

その後、建設課職員残っておりましてので、すぐ現場に行って、穴は簡易の補修材で埋めて復旧しております。

穴の大きさについては、穴が2か所ありまして、直径が10cmの穴と直径20cmの穴、円形の穴ですね、深さが大体5cmぐらいの穴でございました。その20cmの大きいほうにタイヤがはまったと思われます。

その後、ご本人さんと連絡を取りながら、タイヤの損傷写真等を確認させてもらって、本人さんはディーラーで修理の見積書を出してもらって、その後、事故報告等を町村会の保険会社に役場のほうとやり取りしまして、そこで概算修理費用見積書を基に、現場の状況報告と勘案した結果、道路管理者の瑕疵8割、本人過失2割ということで、8対2ということで決まったものでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）松浦です。

今、説明がありましたが、私も以前民間にいるときに、社員が夜、同じようなケースがありまして電話があってもなかなか帰ってくるのが遅いものから、連絡があつてタイヤがパンクしましたということで、そのときの対応としては、まず警察へ連絡をしろと。で、警察に来ていただいて、事故証明を取って、そしてそれを、八代市の管理道路でしたので、もう連絡しておりましたが、それをもって市役所のほうに出向いたという経験がございますが、本来の、職員の人事異動等によっていろいろ職員が替わられますので、こういった俗に言う非常時ですよ、こういった対応にも最低限マニュアルとかつくって対応するという、そういった形を取ったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

そのときは、市役所の方からドライブレコーダーはありますかとか、警察には連絡されましたとか、いろんなことを聞かれました。ですから、本来は、果たしてそこで、その事故によってパンクしたのかという、ドライブレコーダーがありますので、そういった証明とかそういったものを見せてくれとかいろんなケースが言われますので、そういった対応マニュアルというのも、ぜひ、誰がいても対応できると、非常時に課長がいなくてもというのが必要じゃないかなということをお願いしたいと。以上です。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）松浦議員のご提案、マニュアルづくりということで、うちにはそのマニュアルが自分の課長時代にはありませんでした。今、あるかどうかは、ちょっと建設課に確認して、なければそういうマニュアルをつくりたいというふうに思います。また、こういう事故だけじゃなくて、ほかの

事案もできるだけマニュアル化していければということで思っております。

それから、一つ、住民さんはまだなんですけれども、携帯電話で写真を撮ってLINEで送ったら、穴であったりとか道路の故障とかガードレールの不備とか、そういうのがすぐ届けられるようなシステムを今つくっていますんで、できればそういうのも活用して、住民さんとかにいち早く教えていただいで復旧できるような体制を整えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）5番、堀田です。

ちょっと関連でよろしいでしょうか。

○議長（西口義充君）はい、どうぞ。

○5番議員（堀田直孝君）今、この瑕疵というのは、村道の管理ミスじゃないとは思いますが、穴が開いていたということで、私も以前も建設課のほうに相談したことがあるんですけども、村道南北道路の辰口の橋、あそこが10t以上はもう通行禁止になっております。

本来であれば、もう架け替えて強化したが一番いいんですが、やはり財政の問題とかそういうのもあって、そういうのを規制しているという中で、あそこが10tというのが建設会社、ミキサー車とかよく通っているんで、住民の方から言われているのが、あそこ10t以上が通りよるじゃないかと、どないかせいということで、私、一回相談しましたが、あの10tというのが皆さん勘違いしているんじゃないかと。

普通、私たちがトラックの4t車とか2t車、10t車というのは、積むのが10t車であって、車自体は、もう実際、乗用車でも私たちが2t軽く超しております。4t車でも、もういわゆる10t近くあるんじゃないでしょうかね、総重量。それに荷を積むということであれば、かなり勘違いしておれんとは、8t車だけん通らるということで通っている人がいるんじゃないかと。

規制で、やはりそういう道路の維持管理もしなければなりませんけれども、やはりそういうところの点検、もう少し、県は黄色のトラックがいつも点検して回っておりますが、村としてもたまには点検していただいで、実際どういう規制を超している車が通っているのか、通っていないのか。

あと一つ、ちょっと苦情を受けたのが、ミキサー車関係が村道で清掃しているというか、水で洗い流していると、あれはちょっとおかしいんじゃないかと。きれいな水なのか汚れとるのかちょっとよく分かりませんが、私も何回か、広いところで水を流してミキサー車を掃除している現場を見てお

りますが、やはりそういう規制もちゃんと必要ではなかろうかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（西口義充君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 堀田議員のご質問、まず辰口橋の規制についてなんですけれども、辰口橋については道路橋梁点検で数年前に点検を行って、その結果に基づいて2年ぐらい前に補修をしています。

その10 t 制限は解除されていない状況でございまして、議員が申されますとおり、10 t を解除するに当たっては、もう元から橋を架け替えないといけないという状況でございまして、申されますとおり、4 t 車で10 t 以上あるんじゃないかとか、それに荷を積んだら10 t 超えるんじゃないかというお話がございまして、これにつきましては、建設課と一応大津署と今後協議をして、どういう対応とか、もしかしたら警察のほうで取り締まっただけかとかいうのを協議させていただければというふうに思います。

それから、ミキサ一車の、道路とか川近辺で洗われているのを私もよく見ます。公共工事では洗わないでくれというふうにはしているところなんですけれども、多分、恐らく民間のおうちとかで帰り際に近くの川岸とか道路際で洗われているのもありますんで、生コン会社は数か所しかございせんので、そこをお願いという形で村のほうから、自分のところに帰って洗ってくださいというお願いを村から周知していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（西口義充君） ほかに質疑ございせんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで報告第3号、専決処分の報告について「（専第5号）和解及び損害賠償の額を定めることについて」の報告を終わります。

日程第5、報告第4号、専決処分の報告について「（専第6号）和解及び損害賠償の額を定めることについて」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君） 報告第4号についてご説明いたします。

ファイルをお願いいたします。

報告第4号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第2項の規定により次のとおり報告いたします。

令和7年8月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次のファイルをお願いします。

専決処分書。

下記の件について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決に指定された村長の専決処分事項について専決処分する。

専第6号、和解及び損害賠償の額を定めることについて。

令和7年7月2日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、損害賠償の額、2万円。

2、事件の概要でございます。令和7年5月22日付で、西原村に著作権侵害による損害賠償請求があった。著作権侵害の内容は、平成31年4月発行の「西原村下小森地区ガイドブック Reしもごもり」に著作権物である写真1点を著作権者の使用許諾なし（無許可）で使用したことによるものであり、本件の発行物は、印刷物以外に村のホームページにも掲載をしていた。協議の結果、本件の和解金を支払うことで著作権者と合意をしております。

3、損害賠償の支払いについて、本村予算で相手方に全額を支払っております。

以上、専決処分の報告を終わります。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで報告第4号、専決処分の報告について「（専第6号）和解及び損害賠償の額を定めることについて」の報告を終わります。

日程第6、議案第45号、工事請負契約の締結について（鳥子地区新工業団地1工区造成工事）を議題とします。

内容の説明を総合政策課長に求めます。

（総合政策課長 堀田和也君 登壇 説明）

○総合政策課長（堀田和也君）議案第45号についてご説明いたします。

議案第45号のファイルをよろしく申し上げます。

議案第45号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、西工団第12号、鳥子地区新工業団地1工区造成工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、1億4,850万円（税抜額1億3,500万円）。

4、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865、会社名、藤川建設株式会社、代表者、代表取締役、藤川俊光。

主な工事の概要につきましては、今回の造成事業地内の北側の1工区の造成工事となります。

県道山西大津線の改良工事の完了後に本格的な造成工事に取りかかる予定としておりますが、それまでの期間、県道の仮設道路に支障がない範囲での造成工事を並行して行い、県道改良工事後に本格的に造成工事を行う予定としております。あわせて、調整池関連工事及び排水管関連工事を行う予定としております。

主な工事といたしましては、掘削工、路体盛土工、側溝工、排水構造物工などとなっております。

次のページに、公共工事請負仮契約書を添付しております。

今回の工事発注で、全ての造成工事の発注を行うことができました。早期完成に向けて進めていきたいと思っております。

説明は以上でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。

工事金額が1億4,850万円で、工期が3月31日までの予定としてありますが、工期の算定用でいったら、どの程度の工期を取らなきゃ、こういう工事の場合、金額の場合、どの程度の工期を取らなきゃいけないかということをお教えください。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）松浦議員のご質問にお答えします。

請負金額からしまして、適正工期等で算定しましたら、本来は24か月が必要となってきます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。

今、24か月ということでしたけれども、取りあえず3月31日までの工期で、その後、明許繰越になる予定ということですかね。お願いします。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）今回の工事につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、山西大津線の改良工事の終了後に1工区の造成を行う予定としております。で、山西大津線の改良工事が今年度末の工期の予定をされ

ていますので、それまでに仮設道路に影響しない部分の工事、盛土工事等を行いまして、県道の改良後に本格的な1工区のほうの造成工事ということで計画しております。

予定といたしましては、繰越しのご承認いただきまして、来年の12月頃の竣工というところで予定しております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

8番、山下議員。

○8番議員（山下一義君）8番、山下です。

この新しい工業団地が、いよいよこの第1工区で最後になるわけですが、工事がですね。山西大津線のSカーブのところ立ち木があります。これが地元のほうから、今、通学路が、そこは死角になって、県道が移設されますから、そこが通学路でありますSカーブのところちょうど死角になって、犯罪的な面が発生するんじゃないかという要望が、前にも私、課長のほうにお願いをしておりましたけれども、そのところはどのように今後される予定でありますでしょうか。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）山下議員のご質問にお答えいたします。

そちらの用地につきましては、今回、事業用地外でございまして、基本的に今回の工業団地では買収をしていない土地でございまして。あくまで、今、個人さんのそういう物件というところでございまして、一応村としては、その土地を買収というふうなところは考えていないというところが現状でございまして。以上でございます。

○議長（西口義充君）8番、山下議員。

○8番議員（山下一義君）地元地権者の方にも了解は、私、取っております。

あそこ、切ってほしいという内容でありますから、この予算内で何とかそこに組み替えてできないものでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）もう一回、地元と調整させていただいて、要望があれば地権者に了解を得て、切らなければならないんじゃないかというふうに思っております。

費用面については、業者さんと話して、できるだけ安くしてもらおうとか、最近、地域貢献とかいう項目もありますんで、それに該当するのであれば、地域貢献ということで企業さんに切ってもらおうという方法もありますんで、そこら辺も相談しながら取り組んでいきたいというふうに思います。以上です。

○議長（西口義充君）8番、山下議員。

○8番議員（山下一義君）あそこが、やはり今後、車が通らなくなります。そして、通学路でもあります。そして、今現状でも、やはり両方からの立ち木がありまして暗い状態でありますから、子どもたちが、幼い子どもたちがあそこを朝晩通学することになりますから、そういうところに関しましても、あそこが犯罪が起こるような場所に懸念されます。

そういうところで、やはり保護者あるいは私たち地元からも、あそこは何とかそういう明るい場所に、見通しのよい箇所にせんと、今後、何か起こったら大変なことになるから、その前にあの木を伐採してほしいという地元、保護者たちの意見であります。

立ち木の地権者の方も、あそこは切っていいという了解はもっておりますから、ぜひよき方向でお願いしておきます。以上です。

○議長（西口義充君）回答を求めますか。

○8番議員（山下一義君）いや、いいです。

○議長（西口義充君）いいですか。ほかに質疑ございませんか。

6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）6番、坂本です。

今回、これが最後の工事ということでもありますけれども、上の建物、工場ですけれども、これが6区画、ある程度決められていると聞いておりますので、この進め方をどういうふうにするのかをお聞きしたいと思います。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

今現在のスケジュールというところでお話しさせていただきますけれども、今年中につきまして、用地の仮契約のほうをさせていただきます。で、多分12月議会になるかと思っておりますけれども、そちらのほうで契約の承認をいただくというところで、年が明けまして1月、2月頃に用地のほうの引渡しのほうを行うというところでございます。

その後につきましては、それぞれの企業さんでいろいろ計画がございますので、それぞれの企業さんのペースである程度工場建設等は進んでいくのかなというふうには思います。早いところでは、すぐしたいという企業さんもいらっしゃると思いますので、その辺は企業さんのペースに合わせて、こちらもお手伝いをしていくというふうな形になろうと思います。以上でございます。

○議長（西口義充君）6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）6番、坂本です。ありがとうございます。

じゃ、来年度ぐらいから工事がいろいろ始まってくるとということで、先ほど山下議員が言われましたとおりに、車の往来、多くなって、やはり子どもたちのほうも結構心配になりますので、また学校の周りのほうの道も、以前

から言っておりましたとおり、危険度が増すのではないかと。そちらのほうも考えながら、トータルで考えて進めていってもらえたらいいんですけれども、学校周辺の工業団地のほう、通られる道になると思いますけれども、その辺の進め具合、どうされますでしょうか。

○議長（西口義充君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 地元の万徳地区なんですけれども、これにつきましても改良の計画を、今、地元には振っていきまして、図面ができていないんですけれども、幾つか案を提示していきまして、今、万徳の役員さんのほうでそれを検討していただいているところです。これから地元の住民さんに振って、その結果を得て、村のほうで方針を決めていければというふうに思っています。

工事中と、また建った後と、恐らく鳥子工業団地のように車両が増えてくると思っていますので、そこら辺も兼ねて、今年、予算を組ませていただいて、西原村全体の、もう一回、あの道路の見直しということで今検討を進めておきまして、今後、ある程度決まった時点で議員さんに提示して、あくまでもご意見をそこに全て入れて、するしないは別として、計画をしていければというふうに思っています。以上です。

○議長（西口義充君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第45号、工事請負契約の締結について（鳥子地区新工業団地1工区造成工事）、原案どおりに承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（西口義充君） 起立多数であります。

よって、議案第45号は、原案どおり承認されたものと決定します。

お諮りします。本臨時会中、誤読によるもの及び議決の結果、その条項、字句、数字等の整理、訂正を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定によりまして、議長に委任いただきたいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字の整理、訂正は、議長に委任することと決

定しました。

お諮りします。本日の議事日程及び臨時会の会議に付された議事は全て終了しました。したがって、会議規則第8条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認めます。これをもって令和7年第1回西原村議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 西 口 義 充

1 番議員 山 下 圭 介

2 番議員 加 藤 博 敏